

一般社団法人感染防止教育センター 賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人感染防止教育センター（以下「感染防止教育センター」）の賛助会員および賛助会費について定める。

(会員)

第2条 賛助会員は、感染防止教育センターの趣旨に賛同する法人その他団体及び個人で、社員総会の承認を得た者とする。

(入会)

第3条 賛助会員の入会を希望する者は、所定の書式に必要事項を記入の上申し込む。

(賛助会費)

第4条 賛助会費（以下「会費」）は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------|----------------|--------------|
| 第1期 | 令和元年9月～令和2年3月末 | 50,000円 / 1口 |
| 第2期以降 | 4月～翌年3月末 | 50,000円 / 1口 |
- 会費は、毎年5月末までに、当該年度分を感染防止教育センターの指定する口座に一括して振り込む。
 - 新規に入会する場合は、入会と同時に当該年度分を納入する。
 - 既納の会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(変更の届出)

第5条 賛助会員は会員入会申込み後に、本店所在地等主たる事務所の住所や代表者および担当者の氏名・連絡先等に変更があった場合には、速やかに事務局に届け出る。

(会員資格の喪失)

第6条 賛助会員は、次の各号の一に該当するときにその会員資格を失う。

- 期限までに会費を納入しないとき
- 退会したとき
- 除名されたとき

(退会)

第7条 賛助会員は、退会しようとするとき、その旨を書面にて事務局に届け出ることにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 賛助会員にふさわしくない行為があると認められるときは、当該会員を除名することができる。

(特典)

第9条 賛助会員は、次のような特典を受けることができる。

- 年一回程度の活動会報の送付
- Webサイトへのリンクバナー掲載
- 感染防止教育センターが主催又は共催する研修会、講習会、その他プロジェクト等への広告応募資格
- 感染防止教育センターが主催又は共催する研修会、講習会、その他プロジェクト等への参加に対する優遇措置

附則 この規則は、2019年10月1日から施行する。

2019年10月1日制定
2024年5月30日改訂